

薬生機審発0110第4号  
薬生安発0110第6号  
平成29年1月10日

公益社団法人日本皮膚科学会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長



厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長



医療機器「ロングパルスアレキサンドライトレーザー GentleLase Pro」の適正使用について

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、シネロン・キャンデラ株式会社から製造販売承認申請があった医療機器「ロングパルスアレキサンドライトレーザー GentleLase Pro（以下「本品」という。）」（一般的名称：アレキサンドライトレーザー）について、下記の使用目的及び承認条件の下に平成28年12月15日付けにて承認しましたので、お知らせします（承認番号：22800BZX00446000）。

本品は、不適切に使用した場合には、合併症（熱傷、色素沈着過度等）のリスクがあることが明らかになっているため承認条件が付されているものであり、その使用に当たりましては、添付文書の内容を遵守していただき、適正に使用されるよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、承認取得者に対しては、別途この通知の写しを送付することとしております。

## 記

### 使用目的

本品は、レーザーの選択的熱作用により、長期的な減毛を目的とした装置である。

### 承認条件

本品の適応に関連する十分な知識・経験を有する医師が、講習の受講等により、本品の使用に関する技能や合併症等に関する知識を得た上で、本品が適切に用いられるよう、関連学会と連携の上で必要な措置を講ずること。